

# 第63回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

平成26年12月22日(月曜日)

出席議員  (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 86 号 新町まちづくり計画の変更について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 99 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（委員長報告）  
日程第 3. 議案第 92 号 町道路線の廃止について（委員長報告）  
日程第 4. 議案第 93 号 町道路線の認定について（委員長報告）  
日程第 5. 議案第 94 号 町道路線の変更について（委員長報告）  
日程第 6. 議案第 95 号 佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定について（委員長報告）  
日程第 7. 議案第 96 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 8. 議案第 97 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 9. 議案第 111 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について  
日程第 10. 閉会中の常任委員会所管事務調査について  
日程第 11. 議員派遣について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。

早朝よりおそろいでご出席を賜り、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、岡本義次君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。

先日、12 月 17 日の一般質問の中で検診について、申出書に記載しておりますとおり、一部不適切な発言がありましたので、訂正をお願いいたします。

運転のできない方のことを※※※※という言い方してますので、その交通手段がないためにといいことでお願いしたいと思っております。以上です。

議長（石黒永剛君） ただ今、岡本義次君から 12 月 17 日の一般質問における発言について、会議規則第 61 条の規定により、お手元に配付しました発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、岡本義次君からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

それでは、直ちに日程に入ります。

- 
- 日程第 1. 議案第 86 号 新町まちづくり計画の変更について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 99 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（委員長報告）

議長（石黒永剛君）　　まず日程第1と日程第2を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）　　ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第86号、新町まちづくり計画の変更についてと、日程第2、議案第99号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての2件を一括議題とします。

議案第86号及び議案第99号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。はい、小林君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君）　　おはようございます。

第63回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

日時は平成26年12月9日火曜日、午前9時30分開会であります。

場所は本町第1庁舎西館議員控室。

出席を求めた者は各委員全員と当局より町長、副町長、教育長、総務課長、藤木財政室長、係長。企画防災課長、まちづくり企画室長、係長。教育委員会教育課長、企画総務室長、教育推進室長です。事務局から局長、局長補佐であります。

第63回定例会に付託された案件は、議案第86号、新町まちづくり計画の変更について。続いて、議案第99号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

議長、町長の挨拶の後、開会し審議に入りました。

まず、議案第86号、新町まちづくり計画の変更についての追加説明を求め、追加説明として旧4町の速やかな一本化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的として、合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債を活用できる期間が5年間延長されたため、当初計画していた10年間の計画を15年間に変更し、平成33年の3月31日までに延長するものと説明を受け、質疑に入りました。

質疑で17年から25年は決算で示されているが、当初計画との相違は、27年からの数値の算定は、どのような根拠なのか。答弁として、行財政改革や人員適正化計画に取り組んできた結果、経常的経費を削減することができ、財政運営基盤の確立ができつつあると考えている。27年からの計画については、25年度の決算を基準とした計画を立てており、歳出の普通建設事業費は将来的な事業費を確保するという考えのもとに計上しています。

地方税は変わらないが、地方交付税の見通し計画と25年度決算での増額はどうか。地方交付税については、当初計画時は、三位一体改革により交付税の全体額が縮小されていましたが、リーマンショック後の経済情勢により交付税の全体額が、国全体で増えていったこと、また、本町では災害に伴う特別交付税の手厚い支援を受けることができたことが要因である。

32年度までの地方交付税について、当初計画と今回の見込みの差はどうか。合併算定替による減額が予想されていたが、国において合併市町村の面積が増大したことによる支所等も必要であり、経費の削減ができないという考え方により、佐用町の基準としては、約5億円程度増えているのではないかと、今のところ予測ができるため、元々の計画との差になっている。

普通建設事業費の推移は、公共施設の長寿命化、整備等計画年数から枠取りとして最大限見しておくという観点で、総額として準備しておくということであり、全て実施するというのではない。合併特例債の枠の中で必要な需要が出てきた時に対応できるという考え方です。

その後質疑なく、質疑を終結。討論もなく、討論を終結。

採決の結果、全員賛成で議案第86号、新町まちづくり計画の変更については、原案のとおり可決となりました。

続いて、議案第99号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを報告させていただきます。

当局より追加説明を求め、この条例案については、11月19日の定例教育委員会において承認されている旨の報告後、新教育長は議会の同意を経て、特別職の身分として地方公共団体の長が任命する。新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することになり、教育委員会委員によるチェック機能を強化する。地方公共団体の長は総合的な施策の大綱を定め、公表し、総合教育会議を設けるということが要点であり、27年の4月1日に施行されるが、現教育長の委員としての任期中に限って、経過措置を設けます。委員の報酬ですが、教育長の給料を日額に換算し、各委員の年間活動日数から算定した額と、近隣市町との均衡を図ることを鑑み月額3万4,200円としたとの説明があり質疑に入りました。

新教育長となって、どのような違いがあるのか。今までは、教育委員長が教育委員会全体、教育行政全般の責任を持っていたが、改正では新教育長がそれらの責任を持ち、教育行政に対しての大きな権限を持つことから、教育委員会委員によるチェック機能を強化する規定になっている。

今回の改革は、実態に即したものではないのか。大きな改革であると考えています。

委員の月額についてはどうか。委員の勤務日数に応じて支給するという地方自治法と条例で特別の定めをした場合には、この限りでないという中で、近隣の市町との均衡も図り決定させていただいた。

教育行政全般における権限が、教育委員会の権限に属するものと市町の権限に属するものと重なる部分があり、大綱の中で決める時に、それぞれの権限がどちらに属するのかが問題になってくるのではないかと。教育委員会は、教育の振興計画にかかる基本計画を策定する権限。その全体を通した教育大綱は町長が定めるとなっています。教育大綱を定めるに当たっても総合教育会議で策定することになっており、均衡を保ちながら、町の教育行政を推進していく上での計画が策定されると理解している。

大綱の中に教育委員会と調整のついてない事項があっても、委員会は尊重義務は負わない。委員会の判断で執行できるとあるが。総合教育会議の中で調整をやっていくことであり、当然、権限が違えば、それぞれの権限に基づいて執行していくということです。

総合教育会議は、自治体の長と教育委員会という対等な協議・調整の場であり、対等平等な協議体であることを確認したい。総合教育会議は対等な協議・調整の場であります。

質疑を終わり、質疑なく質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。

採決の結果、全員賛成で議案第99号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決となりました。

以上、付託案件の審査報告とします。

なお、委員会審査の詳細については、事務局にあります会議録をご参照ください。

これで総務常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 86 号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論、採決を行ないますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、議案第 86 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 86 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 86 号、新町まちづくり計画の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 99 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 99 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 99 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 3. 議案第 92 号 町道路線の廃止について（委員長報告）  
日程第 4. 議案第 93 号 町道路線の認定について（委員長報告）  
日程第 5. 議案第 94 号 町道路線の変更について（委員長報告）  
日程第 6. 議案第 95 号 佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定について（委員長報告）  
日程第 7. 議案第 96 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 8. 議案第 97 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 3 に入りますが、日程第 3 から日程第 8 までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 92 号、町道路線の廃止についてから、日程第 8、議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの 6 件を一括議題とします。

議案第 92 号から第 97 号までは、所管の産業厚生常任委員会に付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。はい、石堂君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） それでは、今定例会において産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果を会議規則により報告をさせていただきます。

委員会に付託がありましたのは、本年 12 月 8 日定例会において、その審査を 12 月 10 日に行っております。

委員会における出席者であります。産業厚生常任委員会に所属する各議員全員、当局からは、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金・保険室長、健康福祉課長、建設課長、そして事務局の局長と局長補佐であります。

付託されました案件の中で、議案第 92 号及び 93 号、94 号に関する追加説明を受けた後に町道関連の現地調査を行い、その後に付託案件の審議を行いました。

まず、議案第 92 号、町道路線の廃止についてであります。今回の町道廃止路線は、整理番号 20286 号笹ヶ丘支線及び整理番号 20583 号小赤松 1 号線で、いずれも千種川河川改修事業等により河川管理地内に入るため町道を廃止するものですが、質疑等はなく、意見もなく審査を終えました。

審査結果としましては、本委員会では挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第 93 号、町道路線の認定についてであります。今回の町道認定は、整理番号 10552 号上町塔ノ元支線及び整理番号 10553 号大成支線、整理番号 10554 号山平川端線、整理番号 10555 号平福川端線の 4 路線で、いずれも佐用川河川改修事業により整備される河川管理道路を周辺地域の要望もあり、町道に認定しようとするのですが、質疑、意見はありませんでした。

審査結果としまして、本委員会では挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第 94 号、町道路線の変更についてであります。今回の町道路線の変更は、整理番号 10023 号栄町中川原町線から整理番号 30402 号徳久 92 号線までの 20 路線で、それぞれに佐用川河川改修事業及び千種川河川改修事業により、起点または終点が変わられるものであります。

なお、この路線中 2 件、整理番号 30399 号徳久 89 号線及び 30402 号徳久 92 号線につきましては、現地調査を行うことができず委員会中において建設課長より追加説明を受け、提示された現況写真、図面等で内容を確認しております。

審議において、質疑としては、整理番号 10048 号吉福川端線など河川管理道路の変更に関して、変更後の通行形態についての質問がありましたが、これについては、全ての工事終了後において地元調整、協議を十分に行い、歩行者専用道路やウォーキングコースなどの利用も含めて利用形態を決定し、それに必要な安全施設等も整備を行う旨の説明が行われました。

また、主な意見としまして、佐用地域川原町周辺路線の現地調査において、変更路線から河川管理道路への交差部分取りつけ工事によって車両等の通行が危険と思われる箇所があったため、これの対策としてガードレールやデリネーター、いわゆる反射板であります。これらの設置要請を行いました。

なお、この要請に関しましては、この後において、当局において管理者である兵庫県への要望が行われ、その処理が進められていると思っておりますが、その確認も合わせてお願いをしておきます。

審査結果としましては、本委員会では挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定について。今回の条例制定は、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、佐用町において保育の必要性を認定する必要性が生じたためのものです。

審査に先立ち、認定基準における事由や区分、優先利用などの追加説明が担当課長から行われました。

主な質疑としましては、新基準の適用により次年度以降の入所希望がこれまでより規制されないかが問われましたが、新基準においては、入所可能範囲がさらに広がる旨の説明が行われました。

意見は特になく、審査結果としましては、本委員会では挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第 96 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、佐用町において保育の実施基準を一部変更する必要性が生じたためのものです。

審査に先立ち、児童福祉法の改正等が追加説明として行われましたが、質疑、意見はありませんでした。

審査結果としまして、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、国における産科医療保障制度の見直しによるもので、社会保障審議会医療保険部会が行った産科医療補償掛金の変更に伴い出産育児一時金の改正が行われる

などの追加説明が行われました。

主な質疑としましては、町内における産科医療補償制度対象の有無が問われましたが、担当課においては事例がなかった旨の説明が行われました。

主な意見はなく、審査結果としまして、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会の詳細につきましては、議事録等でご確認をいただきたいと思います。

以上で、産業厚生常任委員会に付託をされました案件についての報告を終了させていただきます。

議長（石黒永剛君） 委員長報告は終わりました。

それでは議案第 92 号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を行ないますので、よろしくお願いいたします。

まず議案第 92 号、町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 92 号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 93 号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 93 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 93 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 94 号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 94 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 94 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 96 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 96 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 96 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 97 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9．議案第 111 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 9。日程第 9 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
それでは、日程第 9、議案第 111 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例  
についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 111 号、佐用町福  
祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成 27 年 1 月 1 日に施行さ  
れ、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項が、第 5 条の 4 の 2 第 6 項となるため、この条項を引  
用している規定を改正するものでございます。  
ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 111 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 111 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 111 号、佐用町福祉医療費助成条例  
の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 10 に入ります。  
日程第 10 は、閉会中の常任委員会所管事務調査等についてであります。  
お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し  
出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおりと決定しました。

---

#### 日程第 11. 議員派遣について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 11、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。  
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（石黒永剛君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、第 63 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。  
閉会にあたり御挨拶を申し上げたいと思います。  
新築となったこの議場において平成 26 年度、納めの第 63 回定例会閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。  
近年の異常現象は、四季を問わず異常なものがあります。  
過日、四国山間部において豪雪による倒木災害によって、数日間停電をよぎなくされる孤立集落住民の安否が心配される報道がありました。佐用町にも想定される過疎、高齢化地域での災害として、町は、県民局、関西電力と合同の現地調査がされました。  
この報道は即刻、その日の三時のNHKニュースとしていち早く報道されておりました。この佐用町の行動はニュース性のある調査であったと思います。  
常に、防災、減災意識の中にあつての早い着眼が、ニュース性のあつた報道であったと思います。  
防災・減災対策は、時間とお金だと言われます。それは往々にして無駄となる可能性もあるわけですが、災害を経験した町の防災意識の高さを示しており何事も、かもしれない、一歩先を読む当局担当者の行動に深く共鳴するところがございます。  
26 年度は自然災害もなく平穏な日々でありました。議員各位、行政当局の皆さんよい新年をお迎えください。  
くる年また穏やかな年でありますよう祈念いたしまして、御挨拶といたします。  
町長、御挨拶願います。

町長（庵途典章君）            それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶をさせていただきます。

          まずは、この新議場になって初めての議会でありましたが、提案させていただきました案件につきまして、全て、それぞれ慎重にご審議いただきまして、原案どおり可決、ご承認をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

          いよいよ今年も今週末をもって仕事納めということになります。昨日は、歳末恒例の久崎市、盛大に開催ができました。この1年が、いよいよ平成26年が終わるわけでありませうけれども、この1年議長、御挨拶ありましたように佐用町におきましては、大きな災害もなく無事この1年が終えること、過ごせたことに感謝をしたいと思います。

          議員皆様におかれましても、町政進展のために元気にご活躍をいただきましたことに、改めて敬意を表したいと思います。

          いよいよ27年度に向けての予算編成の、今、作業に入っております。まだ、26年度は第4四半期、まだ3月まで、いろいろと26年度の事業も残っておりますけれども、新しい年度、27年度に向けて準備をしていきたいと思います。

          27年度は佐用町にとりまして合併10年を迎える大きな節目の年でもあります。

          また、国においても総選挙が終わり、いよいよ地方創生、国が大きな旗を振っております。地方創生のいろんな事業が示されてくるだろうと思っております。既に報道では、26年度中、年明けには補正予算も編成されるだろうということでもあります。

          佐用町としても、この次の10年に向けていろいろと知恵を出し合いながら、また、しっかりとそれに応える予算の編成も行っていきたいと考えておりますので、引き続き議員皆さん方のご支援とご指導をよろしくお願いしたいと思います。

          大変、今年は寒い冬になってきているようです。インフルエンザも、今、急激にはやっけてきているということですが、健康に十分ご留意いただき、ご家族と一緒に、本当に元気によいお年をお迎えいただきまして、さらに新しい年、佐用町発展のためにご活躍、ご精励いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（石黒永剛君）            ありがとうございます。

          それでは、御苦労様でした。

---

午前10時06分 閉会

---